

岩手県告示第900号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成30年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 都市計画の種類 都市計画施設（道路）

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 奥州市水沢字新小路から江刺岩谷堂字下苗代沢まで（別紙図面のとおり。）
- (2) 奥州市水沢東大通り二丁目から水沢佐倉河字十文字まで（別紙図面のとおり。）
- (3) 奥州市水沢佐倉河字惣前町から字扇田まで（別紙図面のとおり。）
- (4) 奥州市水沢真城字幅下から水沢字西光田まで（別紙図面のとおり。）
- (5) 奥州市水沢南町から水沢羽田町字中袋まで（別紙図面のとおり。）
- (6) 奥州市江刺愛宕字橋本から江刺岩谷堂字根岸まで（別紙図面のとおり。）
- (7) 奥州市前沢古城字馬口沢から字照井館まで（別紙図面のとおり。）
- (8) 奥州市前沢字南塔ヶ崎から古城字丑沢まで（別紙図面のとおり。）
- (9) 奥州市前沢字田畠から字河ノ畑まで（別紙図面のとおり。）
- (10) 奥州市前沢字五十人町から字本杉まで（別紙図面のとおり。）

3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部並びに奥州市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。